

第2回薬剤師の行政処分の 在り方等に関する検討会	H18.9.13
資料 5	

今後検討すべき事項について

1-1 再教育の内容について

- 改正後の薬剤師法第8条の2第1項においては、再教育の内容については、(1) 薬剤師としての倫理の保持又は(2) 薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修と定めている。

(再教育研修)

第8条の2 厚生労働大臣は、前条第二項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた薬剤師又は同条第四項の規定により再免許を受けようとする者に対し、薬剤師としての倫理の保持又は薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの(以下「再教育研修」という。)を受けるよう命ずることができる。

[論点1] 被処分者によって処分理由や処分内容が異なる下で、再教育の内容について個々のケースにおける背景や事情を考慮することをどう考えるか。

[医師の場合]

「職業倫理・医療技術のいずれにおいても、被処分者の処分理由及び置かれている個々の状況によって、必要とされる再教育の内容が異なる。また、一律のカリキュラムに基づく座学を中心とした講習のみで、十分な再教育の効果を期待することは容易ではない。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」(平成17年4月)

[論点2] 研修の内容についてどう考えるか。

- 「薬剤師としての倫理の保持に関する研修」の内容についてどう考えるか。

[医師の場合]

「職業倫理に係る再教育においては、教育的講座の受講、社会奉仕活動、心身の鍛錬、読書、執筆等の中から各被処分者が助言指導者の支援のもとで、置かれた状況にふさわしいものを組み合わせて実施し、よって自省と自己洞察を行うものとすることが適当である。」

「再教育の一環としての講習会においては、医療関連法規、保険診療制度、医療倫理学、行政処分を受けた事例の提示などの講義を受講することや、患者団体、医療事故の被害者から経験談を聴く機会を設けることが考えられる。また、医療事故の事例について意見交換することも有用である。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

○ 「薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修」の内容についてどう考えるか。

- ・「薬剤師として必要な知識及び技能の研修」を実施しなければならないのは、どのような場合か。薬剤に関連した医療事故が発生していることや薬剤師の行う業務が一層高度化していることをどう考えるか。また、業務停止期間が長期にわたる場合における薬学知識の不足と調剤技術の低下をどう考えるか。

[医師の場合]

「医療技術に係る再教育については、被処分者の医業再開に対して国民や患者の不安が生じることのないように、2つの観点から検討した。

一つは、行政処分の理由が特定の医療技術上の問題から生じていると考えられる場合には、当該技術について評価を行い、被処分者の能力と適性に応じた、医業再開の環境と条件を検討する機会とすることである。

もう一つは、医業停止期間が相当程度長期にわたる場合に、医業復帰に当たって、医業停止期間における医学知識の不足と医療技術の低下を補うとともに、再就業先の環境に応じた医療技術の修得を支援することである。

いずれの場合においても、当該医療技術分野において専門的な知識・技術を有する医師が、被処分者を一定期間指導のもとに置くことにより、当該医師の医学知識と医療技術の評価を行うことが目的である。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

○ 研修方法の一つとして教育的講座の受講を考える場合、講義内容をどう考えるか。特に「薬剤師としての倫理の保持に関する研修」において、法令違反により行政処分を受けた者に対する法令遵守の徹底を図ることをどう考えるか。また、「薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修」において、教育的講座により薬学知識の不足や調剤技術の低下を補うことをどう考えるか。

[医師の場合（倫理研修について）]

「再教育の一環としての講習会においては、医療関連法規、保険診療制度、医療倫理学、

行政処分を受けた事例の提示などの講義を受講することや、患者団体、医療事故の被害者から経験談を聴く機会を設けることが考えられる。また、医療事故の事例について意見交換することも有用である。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

[論点3] 研修の期間についてどう考えるか。

○ 「倫理の保持に関する研修」の期間をどう考えるか。

[医師の場合]

「再教育の期間は、講習会の受講だけでなく、助言指導者とともに倫理面において自ら見つめなおし、職業倫理を高める機会であることから、3ヶ月から1年程度の比較的長期となることが考えられる。これは、個別処分事例ごとに定める必要がある。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

○ 「薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修」の期間をどう考えるか。

[医師の場合]

「当該医療技術分野において専門的な知識・技術を有する医師が、被処分者を一定期間指導のもとに置くことにより、当該医師の医学知識と医療技術の評価を行うことが目的である。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

[論点4] 再就業先（病院、薬局など）の環境を考慮することをどう考えるか。

[医師の場合]

「医療技術に係る再教育については、被処分者の医業再開に対して国民や患者の不安が生じることをないように、2つの観点から検討した。

一つは、行政処分の理由が特定の医療技術上の問題から生じていると考えられる場合には、当該技術について評価を行い、被処分者の能力と適性に応じた、医業再開の環境と条件を検討する機会とすることである。

もう一つは、医業停止期間が相当程度長期にわたる場合に、医業復帰に当たって、

医業停止期間における医学知識の不足と医療技術の低下を補うとともに、再就業先の環境に応じた医療技術の修得を支援することである。

いずれの場合においても、当該医療技術分野において専門的な知識・技術を有する医師が、被処分者を一定期間指導のもとに置くことにより、当該医師の医学知識と医療技術の評価を行うことが目的である。

評価の結果、仮に医学知識・医療技術に問題があれば、助言指導者は問題点を研修評価書に記載する。同時に被処分者も、自らの医療技術上の問題点を認識した上で、厚生労働省に提出する研修実施報告書において、医業再開に当たっては適切な修練を積むか、或いは、自らの能力と適性に応じた就業環境を選択する旨を自己評価として記載する。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

1-2 再教育の対象者について

- 改正後の薬剤師法第8条の2第1項においては、再教育の対象者として、(1) 戒告処分又は業務停止処分を受けた薬剤師、(2) 免許取消し処分を受け、再免許を受けようとする者に対して、再教育を命ずることができることとしている。

(再教育研修)

第8条の2 厚生労働大臣は、前条第二項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた薬剤師又は同条第四項の規定により再免許を受けようとする者に対し、薬剤師としての倫理の保持又は薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの(以下「再教育研修」という。)を受けるよう命ずることができる。

[論点1] 「薬剤師としての倫理の保持に関する研修」の対象者についてどう考えるか。

[医師の場合]

「職業倫理に関する再教育(倫理研修)については、行政処分を受けた際に職業倫理について自ら省みる機会を提供するという観点から、行政処分を受けた者全てに実施すべきである。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」(平成17年4月)

[論点2] 「薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修」の対象者についてどう考えるか。

[医師の場合]

「医療技術に関する再教育(技術研修)については、個々の行政処分の理由に応じて実施する。技術研修は、原則として、医療事故を理由とした行政処分の場合及び医業停止期間が長期に及ぶ場合の被処分者を対象とすべきである。医療内容によらない行政処分の場合については、処分期間が長いもの及び特段の理由により医療技術の評価を要する場合等を除いては、原則として技術研修を要しないと考えられる。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」(平成17年4月)

1-3 再教育の修了評価について

- 薬剤師法第8条の2第2項においては、再教育研修を修了した者について、その申請により、再教育研修を修了した旨を薬剤師名簿に登録することとされている。

(再教育研修)

第8条の2 (略)

第2項 厚生労働大臣は、前項の規定による再教育研修を修了した者について、その申請により、再教育研修を修了した旨を薬剤師名簿に登録する。

[論点1] 何をもって再教育を修了したこととするか。再教育の修了についてどう考えるか。

[医師の場合]

「再教育の内容は、個々の処分の理由及び被処分者の置かれている状況等によって個別に異なるものである。しかし再教育修了の際には、個別事情の如何に関わらず、一定の基準を達成していることが期待される。

この基準は、被処分者が医業を再開することについて、国民の納得が得られるという観点で定められるべきである。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」(平成17年4月)

[論点2] 再教育の修了に当たって一定の基準を達成していることを求める場合、その基準についてどう考えるか。

- 「倫理の保持に関する研修」の修了に当たって達成しているべき基準についてどう考えるか。

[医師の場合]

「助言指導者は以下に示すような基準に基づいて被処分者に対する研修評価書を作成し、国はその基準を達成しているか否かをもとに再教育修了の認定を行うことが考えられる。

① 倫理研修

一般的事項

- 医療を支えている法制度や診療報酬制度について、基本的な理解がある。
- 医師に求められる職業倫理について、基本的な理解がある。
- 医療現場において患者が置かれている立場について、基本的な理解がある。

行政処分を受けた理由に直接関わる事項

- 行政処分を受けるに至った理由に対し、積極的に向き合い、反省し、再び同様の問題を起こさない決意が確認できる。
- 行政処分を受けるに至った理由の背景として存在する、自分自身の内的要因を洞察し、改善を図る取組みができる。
- 行政処分を受けるに至った理由の背景として、自身の責によらない外的要因がある場合には、そうした要因の改善に向けての働きかけができる。
- 行政処分を受けるに至った理由に、直接的な被害者が存在する場合には、被害者の心情に思いを致し、被害者が望む場合には被害者に自分の気持ちを伝えることができる。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

- 「薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修」の修了に当たって達成しているべき基準についてどう考えるか。

[医師の場合]

「助言指導者は以下に示すような基準に基づいて被処分者に対する研修評価書を作成し、国はその基準を達成しているか否かをもとに再教育修了の認定を行うことが考えられる。」

② 技術研修

医療事故を理由とした行政処分の場合

- 医療事故を引き起こした領域における被処分者の医学知識・医療技術が、当該領域において問題がないことが確認できる。
- 仮に、医学知識・医療技術に問題があると考えられる場合は、被処分者が自分自身の医学知識・医療技術において欠落している部分を客観的に認識し、そうした認識に基づいて追加的研鑽等を積むとともに、医師の職業倫理に従って、医業再開後の再就職先を、自ら適切に選択できる。

医業停止期間が長期に及ぶ場合

- 自らの置かれた状況に基づき、医業再開後の業務内容を適切に選択できる。
- 被処分者の医学知識・医療技術が、医業再開後の医療現場において問題がないことが確認できる。

- 仮に、医学知識・医療技術に問題があると考えられる場合には、被処分者が自分自身の医学知識・医療技術において欠落している部分を客観的に認識し、そうした認識に基づいて適切な研鑽を積むとともに、医師の職業倫理に従って診療内容や治療対象を、自ら適切に選択できる。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

[論点3] 再教育を修了したことを行政が確認する仕組み（例えば、厚生労働大臣による再教育修了の認定など）についてどう考えるか。

[医師の場合]

「技術研修、倫理研修のそれぞれにおいて、研修の実施後には、被処分者は研修実施報告書、助言指導者は研修評価書を厚生労働省に提出する。

なお、技術研修の助言指導者と倫理研修の助言指導者が異なる場合には、研修評価書の作成に当たって、双方が十分な連携を図るものとする。

厚生労働省は、研修実施報告書及び研修評価書を審査の上、審査結果に応じて以下の措置をとることが考えられる。倫理研修に係る評価書と技術研修に係る評価書の提出の時期が異なる場合は、双方の研修評価書が提出された時点で最終的な評価を行うことになる。

- ① 事前承認した研修計画書に基づいて適切に研修が実施されたと認められる場合
再教育修了通知書を発行し、再教育の修了を認定する。
- ② 事前承認した研修計画書に基づいて研修が実施されたが、技術研修ないし倫理研修の結果、問題点が指摘された場合
再教育修了通知書を発行し、再教育の修了は認定するが、あわせて、問題点の指摘に基づいた指導等を行い、その旨再教育修了通知書に記載する。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

1-4 再教育の提供者等について

[論点1] 被処分者によって処分理由や処分内容が異なる下で、被処分者が自らに必要な再教育研修の内容を着実に身に付けていくことができるように個々のケースごとに指導者を選任し、助言指導を行わせることについてどう考えるか。

[医師の場合]

「再教育は、職業倫理・医療技術ともに、各被処分者の状況に応じて個別に実施されるものであるだけに、個別の状況に応じて適切な指導、助言を行う者の存在が重要である。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

○ 個々のケースごとに指導者を選任する「薬剤師としての倫理の保持に関する研修」における指導者の要件についてどう考えるか。

[医師の場合]

「倫理研修においては、助言指導者は1月に1回程度、定期的に被処分者と面会し、研修内容について助言するとともに、研修成果を評価する役割を担う。助言指導者は必ずしも医師であることを要しないが、医師の職業倫理に係る研修であることから、何らかの形で医療に関わった者であるとともに、必要に応じて指導的な立場にある医師と連携をとれる者であることが望ましい。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

○ 個々のケースごとに指導者を選任する「薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修」における指導者についてどう考えるか。

[医師の場合]

「技術研修においては、助言指導者は被処分者の医療技術を評価する役割を担うので、助言指導者は当該分野において専門的知識・技術を有する医師である必要がある。また、個々の医療技術すべてについて一人の助言指導者が指導を行い、評価することは困難であることから、助言指導者が、必要に応じて、被処分者の医業再開後の進路を踏まえ、助言及び評価の補佐を行う医師を選任し、医療技術に関する指導を委託することが考えられる。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

○ 指導者の養成についてどう考えるか。

[医師の場合]

「助言指導者を養成する標準的なカリキュラムを策定し、そうしたカリキュラムに沿った講習会によって一定数の助言指導者を確保することが望ましい。助言指導者養成のための講習会のカリキュラムについては、今後、具体的に検討されるべきであるが、例えば、2～3日程度の講習会において、以下のような項目を取り上げるべきであると考えられる。

※ 助言指導者養成講習会のカリキュラムに取り上げるべき項目（例）

- ・ 医師再教育制度、医療制度全般
- ・ 行政処分の現状、再教育の現状（事例検討）
- ・ 医師に求められる資質、職業倫理
- ・ 医療安全対策（医療事故の現状、医療事故防止の対策）
- ・ 助言指導者の在り方（被処分者に対する面接等による支援）
- ・ 再教育プログラムの立案
- ・ 被処分者の評価

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

○ 指導者の選任についてどう考えるか。

[医師の場合]

「再教育が倫理面及び技術面から自らを見つめなおす機会であることを踏まえると、被処分者が助言指導者を選ぶことになるが、講習会を受講した者など適切な助言指導者が選ばれているかどうかについては、被処分者からあらかじめ提出される研修計画書に基づき厚生労働省において確認することとする。

また、一定の努力を行った後で、なお引き受け手が得られない場合には、医師会、各種学会等の職能団体、大学あるいは所属医療機関等が積極的な役割を果たすことが期待される。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

○ その他、指導者の在り方についてどう考えるか。

[医師の場合]

「また、倫理研修と技術研修の双方が実施される場合にあつては、それぞれの助言指導者が互いに連携をとりつつ研修を進めることが望ましい。

助言指導者は単に高い職業倫理や医学知識・医療技術を備えているに留まらず、行政処分を受けた者の抱く心理や、置かれている厳しい社会・経済的状况、及び医業再開の困難さ等を踏まえた助言技術を持つことが求められる。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

[論点2] 再教育における研修プログラムの提供者についてどう考えるか。

- 「薬剤師としての倫理の保持に関する研修」プログラムにおける提供者についてどう考えるか。

[医師の場合]

「再教育を実際に提供するのには、助言指導者自身である場合もあれば、助言指導者とともに作成する研修計画書に基づき、第三者が提供する場合もある。

倫理研修においては、提供者は医療関係団体に限定することなく、社会のあらゆる組織・個人を想定することができる。例えば、社会奉仕団体、公益団体、学校法人などにおいて、こうした役割を期待できる。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

- 「薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修」プログラムにおける提供者についてどう考えるか。

[医師の場合]

「技術研修については、助言指導者が自ら提供するか、あるいは当該医療分野において実績をもつ医療機関ないし医師個人（助言及び評価について助言指導者の補佐を行う医師）に委託することが適当である。この場合は、技術研修の提供者は単に当該医療分野において実績を持っていることのみならず、被処分者に対する指導法及び評価方法についても助言指導者と同様な研修を受けていることが望ましい。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

2-1 戒告処分の在り方について

- 改正後の薬剤師法第8条第2項においては、行政処分類型については、(1) 戒告処分、(2) 3年以内の業務の停止処分又は(3) 免許の取消し処分をすることができることとしている。

(免許の取消し等)

第8条 (略)

第2項 薬剤師が、第5条各号のいずれかに該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあったときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 1 戒告
- 2 三年以内の業務の停止
- 3 免許の取消し

- 戒告処分は、業務停止処分と異なり、調剤業務は引き続き行うことができる。

[論点] どのような場合に戒告処分とするべきか。

[医師の場合]

「現行の行政処分の類型は「医業停止（歯科医師の場合は歯科医業停止。以下両者を一括して「医業停止等」という。）」と「免許取消」のみであるが、再教育制度の導入に当たり、現在医業停止処分（歯科医師の場合は歯科医業停止処分。以下両者を一括して「医業停止処分等」という。）としている事例の中には、医業停止等を伴わない処分と共に再教育を課した方が適切と考えられるものがあることや、行政指導としての戒告としていた事例の中にも、再教育を課して被処分者の反省を促した方が適切と考えられるものがあることから、医業停止等を伴わない、「戒告」といった行政処分の類型を設けるべきである。」

* 「医師等の行政処分のあり方等に関する検討会報告書」（平成17年12月）

2-2 業務停止処分の在り方について

- 改正後の薬剤師法第8条第2項においては、行政処分類型については、(1) 戒告処分、(2) 3年以内の業務の停止処分又は(3) 免許の取消し処分をすることができることとしている。

(免許の取消し等)

第8条 (略)

第2項 薬剤師が、第5条各号のいずれかに該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあったときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 1 戒告
- 2 3年以内の業務の停止
- 3 免許の取消し

- 業務停止処分は、免許取消処分と異なり、業務停止期間が経過すれば、再度調剤業務を行うことができるようになる。

[論点] どのような場合に業務停止処分とするべきか。

[医師の場合]

「長期間の医業停止は、医業再開に当たって技術的な支障となる可能性が大きい。医療の安全と質を確保するという観点からは、数年に及ぶ医業停止処分を見直し、長期間の医業停止処分となるような事例については免許取消とすることも考えられる。あわせて、免許取消に至らない事例については、一定期間の医業停止処分と十分な再教育を併せて課す方向へ移行させていくことも検討することが必要である。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」(平成17年4月)

「現行の行政処分の類型は「医業停止(歯科医師の場合は歯科医業停止。以下両者を一括して「医業停止等」という。)」と「免許取消」のみであるが、再教育制度の導入に当たり、現在医業停止処分(歯科医師の場合は歯科医業停止処分。以下両者を一括して「医業停止処分等」という。)としている事例の中には、医業停止等を伴わない処分と共に再教育を課した方が適切と考えられるものがあることや、行政指導としての戒告としていた事例の中にも、再教育を課して被処分者の反省を促した方が適切と考えられるものがあることから、医業停止等を伴わない、「戒告」といった行政処分の類型を設けるべきである。」

「長期間の医業停止等は、医業及び歯科医業(以下「医業等」という。)の再開に当たって技術的な支障となる可能性が大きく、医療の安全と質を確保するという観点からは適切ではなく、数年に及ぶ医業停止処分等は見直す必要がある。その結果、医業停止処分等と免許取消処分には、医業等の再開を前提とするか否かという性格の違いはあるもの

の、現行では長期間の医業停止処分等となるような事例が、その処分理由により、免許取消となる場合があると考えられる。」

* 「医師等の行政処分のあり方等に関する検討会報告書」（平成17年12月）

2-3 免許取消し処分の在り方について

- 改正後の薬剤師法第8条第2項においては、行政処分類型については、(1) 戒告処分、(2) 3年以内の業務の停止処分又は(3) 免許の取消し処分をすることができることとしている。

(免許の取消し等)

第8条 (略)

第2項 薬剤師が、第5条各号のいずれかに該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為があったときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 1 戒告
- 2 三年以内の業務の停止
- 3 免許の取消し

- 免許取消処分を受けた場合、再教育を修了した場合であっても、必ずしも再免許が与えられる訳ではない。

(登録及び免許証の交付)

第7条 免許は、試験に合格した者の申請により、薬剤師名簿に登録することによって行う。

第2項 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、薬剤師免許証を交付する。

(免許の取消し等)

第8条 第1項～第3項 (略)

第4項 第1項又は第2項の規定により免許を取り消された者であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当と認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第7条の規定を準用する。

[論点] どのような場合に免許取消し処分とするべきか。

[医師の場合]

「長期間の医業停止は、医業再開に当たって技術的な支障となる可能性が大きい。医療の安全と質を確保するという観点からは、数年に及ぶ医業停止処分を見直し、長期間の医業停止処分となるような事例については免許取消とすることも考えられる。あわせて、免許取消に至らない事例については、一定期間の医業停止処分と十分な再教育を併せて課す方向へ移行させていくことも検討することが必要である。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」(平成17年4月)

「長期間の医業停止等は、医業及び歯科医業(以下「医業等」という。)の再開に当たって技術的な支障となる可能性が大きく、医療の安全と質を確保するという観点からは適切ではなく、数年に及ぶ医業停止処分等は見直す必要がある。その結果、医業停止処分等と免許取消処分には、医業等の再開を前提とするか否かという性格の違いはあるもの

の、現行では長期間の医業停止処分等となるような事例が、その処分理由により、免許取消となる場合があると考えられる。」

* 「医師等の行政処分のあり方等に関する検討会報告書」(平成17年12月)

[論点 1] 再教育の具体的手続きについてどのように考えるか。

[医師の場合]

「再教育の実施に当たっては、以下のような手続きが想定できる。

- ① 厚生労働省は、行政処分に当たって、被処分者に対し、職業倫理と医療技術に関して受けるべき再教育の分野と内容を通知する。
- ② 被処分者は、その資質を有する者の中から、助言指導者を選んだ上、助言指導者と研修計画を作成し、厚生労働省に研修計画書を提出する。
- ③ 厚生労働省は、被処分者からの依頼を了承した助言指導者及び研修計画の内容が適切であると認めれば、その旨を被処分者に通知する。
- ④ 助言指導者は被処分者に対する研修実施後、被処分者に研修評価書（研修の具体的内容及びその評価等を記載）を交付する。
- ⑤ 被処分者は、助言指導者の承認の上で、研修評価書を添付して、厚生労働省に研修実施報告書を提出する。
- ⑥ 厚生労働省は倫理研修及び技術研修における研修実施報告書を評価し、再教育が修了したと認定すれば、再教育修了通知書を発行する。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

[論点 2] 行政処分回避目的による免許自主返上への対応についてどのように考えるか。

[医師の場合]

「行政処分を避ける目的で、行政処分の可能性がある医師が処分決定前に免許を自主的に返上した場合、行政処分は実施されず、かつ、現行法規では再免許交付を妨げる明確な規定がない。こうした事例に対応できる手続きの整備が必要である。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

「行政処分を避ける目的で、行政処分の可能性がある医師等が処分決定前に免許を自主的に返上した場合、行政処分は実施されず、かつ、現行法規では再免許交付を妨げる明確な規定がない。こうした事例に対応できる手続の整備が必要である。

また、免許を返上した者が、行政処分を回避することにより、その後の免許の付与が不当に早くなされることのないようにする必要がある。具体的には、現行では、国家試験合格者に対する免許の付与については、医師法第4条及び歯科医師法第4条に定める相対的欠格事由について審査した上で免許を付与しているところであり、免許を返上した者が後に免許の付与を申請した場合についても、これらの規定に照らし、免許の返上後の刑事処分など行政処分の原因となる事由を含め、免許の付与の可否を厳格に審査することとすべきである。」

* 「医師等の行政処分のあり方等に関する検討会報告書」（平成17年12月）